

令和4年1月20日

松戸市立小中学校 保護者 様

松戸市教育委員会

まん延防止等重点措置適用を受けての教育活動等について

このことについて、松戸市を含む千葉県に対し、政府より令和4年1月21日からのまん延防止等重点措置適用が発表される予定です。

松戸市教育委員会としましては、子どもの健やかな学びを保障していくために、今回のまん延防止等重点措置期間中の対応も、引き続き「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン【第9版】」に則った予防策を徹底し、教育活動を継続していきます。各ご家庭におかれましては、子どもたちが元気に学校生活を継続できるよう、家庭内感染防止へのご配慮をお願いいたします。

なお、今後の感染状況や、国・県の通知の発出によっては、対応に変更が生じることもありますことをご承知おきください。

記

1 基本的な感染症対策について

令和3年11月10日発行・松戸市教育委員会「学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン ver.9(以下、ガイドライン9)」に則り、感染防止対策に十分配慮して教育活動を実施します。

2 学習活動について

- ・基本的には「ガイドライン9」に則って実施しますが、今回のオミクロン株は感染力が強いことから、特に、換気・身体的距離の確保等には十分配慮をします。
- ・各学年の子どもたちが今年度履修しなければならない内容は、3学期中に履修を終えられるようにします。

3 部活動について

まん延防止等重点措置適用期間は、次の対応とします。

- ・土日、祝日の活動は実施しません。
- ・平日は、部活動ガイドラインに則った活動とします。
- ・他校との交流はしません。校内のみの活動とします。

4 ご協力いただきたいこと

家庭内での感染が多くなっています。引き続き、次の(1)～(4)についてのご協力をお願いいたします。

特に、現在流行していますオミクロン株は感染力が強いとされていますので、学校でも注視しております。

ご家庭でも、より一層の感染対策をお願いいたします。

- (1) 帰宅時には手洗い・うがい・消毒等をしっかりと行うことを、ご家族みなさんで確認し、実践してください。
- (2) 人が多く集まる場所への外出や、大人数での会食(飲食)を控えるよう、ご確認ご指導をお願いいたします。
- (3) 毎日、児童生徒及び同居人の健康状態を把握していただき、健康観察の記入・提出をお願いいたします。
児童生徒やご家族に体調の変化が生じている時は、無理せず休養してください。
- (4) 児童生徒や同居ご家族が、次のいずれかに該当する場合は、必ず学校に連絡の上、お子様の登校をお控えくださるよう、改めてお願いいたします。
 - ・ ご家族や児童生徒が、体調が悪い・発熱がある場合
 - ・ 陽性者・濃厚接触者になった場合
 - ・ PCR検査等を受ける場合(定期的な検査などを除く)